

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 : 千葉県
- 2 構造改革特別区域の名称 : 健康福祉千葉特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 : 船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 「健康福祉千葉方式」による保健・医療・福祉分野の新たな施策展開

千葉県では、平成14年6月に中長期的な視点に立った今後の県政運営の基本方向として、「千葉からの『変革と創造』」を発表したが、その中の「県民一人ひとりがいきいきとする暮らしの創造」を実現するため、保健・医療・福祉分野の施策について「健康福祉千葉方式」による保健・医療・福祉の総合的な展開を積極的に取り組んでいくこととしている。

この「健康福祉千葉方式」は、従来の高齢者・障害者・児童といった対象者別に行ってきた施策から、対象者横断的な取り組みへと転換し、また施策検討の段階から県民の意見を反映させていくものである。

このため、具体的な施策を遂行する新しい基本理念として、「千葉・健康福祉の5原則」を定めたところである。

「千葉・健康福祉の5原則」

- 性別、年齢、障害の有無や種別に関わらない
- 全ての人が人間として個人として尊重される
- 一人ひとりの状況とニーズに応える
- 家庭・地域での生活を基本とする
- 健康で生きがいをもって自立して生活できる

また、併せて、この5原則に基づく具体的な施策の柱として、「4つの重点施策」を設定した。

「4つの重点施策」

施策推進のための基盤整備

地域・家庭に重点を置いた生活（自立）支援

自らつくる健康と安心をはぐくむ医療

一人の人間として尊厳の確保

この「健康福祉千葉方式」によって、県民一人ひとりの健康の維持と増進、そして、誰もが住みたい場所で生き活きと生活できる環境づくりに努め、この「健康福祉千葉方式」が千葉県から全国に広がっていくことを目指すこととしている。

一方、平成15年度に策定した「千葉県地域福祉支援計画」においても、高齢者・障害者・児童といった対象者別に偏らない地域福祉像を構築していくこととしているが、その中で、日本全体の新たな健康福祉・地域福祉の提示を目指すこととしているところである。

(2) 「施設から地域・家庭へ」の施策展開

上記「4つの重点施策」の「地域・家庭に重点を置いた生活（自立）支援」において、高齢者、障害者、児童等の誰もが、住み慣れた家庭・地域で安心して生き活きと自立した生活できるよう「施設から地域・家庭へ」の施策を強化することとしており、そのための受け皿づくりや、地域での生活を支える支援体制やネットワークの確立を、対象者横断的に、進めていくこととしている。

このため、「健康福祉千葉特区」として規制の特例措置を講じて、施策を推進する必要がある。

(3) 「健康福祉千葉方式」の背景

急速に進む高齢化

千葉県の高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）は、現在、15%で全国で低い方から4位であるが、2025年には高齢化率25.8%となり全国上位2位となる急速な高齢社会を迎える。このため需要が増大する高齢者対策としてグループホームの設置をはじめとする基盤整備が急務となっている。

また、限られた施設の効率的な利用を図るため、1施設で複数のサービス提供を可能とするなど、健康福祉サービスの有効活用を図る必要がある。

健康福祉サービスの散在

利用者の多い高齢者対象サービス施設に比べ、身体障害者、知的障害者、障害児などに関するサービス施設は少なく、散在しているため利用者は必ずしも必要とするサービスを受けられていると言えない。

そこで、高齢者対象サービス施設などを対象者の区別無く利用可能とすることが必要である。

県民のニーズ

千葉県が実施した平成14年度「県政に関する世論調査」において、53.1%の方が「自宅で安心して暮らせるための、高齢者や障害者に対するデイサービスなどの日常生活への支援」を今後の福祉施策について重要と考えている結果となった。

このため、高齢者、障害者、児童等の誰もが、住み慣れた家庭・地域で安心して生活できるよう「施設から地域・家庭へ」の施策を強化する必要がある。

- (4) 構造改革特別区域の範囲である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の特性

我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所が無く、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、松戸市、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。

このため、これら19市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。

また、障害児デイサービス事業所がある佐倉市、東金市、我孫子市、印西市、白井市及び栄町においても、障害児デイサービス事業所は各市町に1事業所であり、障害児通園デイサービス事業であるため、土・日・祝祭日や夏休み等の長期休暇時の受け入れは実施しておらず、家族の負担が大きくなっている状況である。

一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障害児デイサービス事業所5箇所があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。

さらに、当区域においては、以下のような特性がある。

当区域の障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要

望が上がっている。

船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町としても、障害者サービスの実施を図ることにより、障害者（児）施策の実施を図る意向がある。

当区域内に、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の実施について、実施の意向を示している意欲的な事業者が存在している（東庄町と海上町は一体の区域として扱う。）。

このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県においては、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。

また、同区域の 以外の指定通所介護事業所についても、空き状況を勘案しながら、規制の特例措置の適用を図っていく。

さらに、千葉県内の計画区域以外の地域に対しても、当計画の成果を踏まえながら、順次当該規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

5 構造改革特別区域計画の意義

当計画の推進により、高齢者対象サービス施設などを高齢者・障害者・児童といった対象者の区別無く利用することが可能となり、特に特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の実施により、指定通所介護事業所などの空き分を知的障害者などが利用することが可能となるため、

利用者の観点からは、

- ・ 障害者にとっては、より住み慣れた地域で生活できるようになる。
- ・ 高齢者施設の利用率の向上につながり、より効率的なサービスができるようになるため、高齢者にとっても有意義である。

施設整備の観点からは、

- ・ 上記のように、対象者別の施設より利用率が向上するため、施設運営のリスクが減少することにより、民間事業者の参入の増大につながり、施設整備の促進に資することとなる。

このように、受け皿づくりの推進や、地域での生活を支える支援体制、ネッ

トワークが確立され、住み慣れた家庭・地域で安心して生活できるようになるとともに、対象者横断的な施策により、家庭的雰囲気をもつ施設の整備が進み、一人ひとりが生き生きと自立した生活できるようになり、「健康福祉千葉方式」による保健・医療・福祉分野の新たな施策展開を加速的に推進させることとなる。

また、これは、「健康福祉千葉方式」が千葉県から全国に広がっていくことを目指すという、自発的な取組みを推進させることともなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

高齢者、障害者、児童等の誰もが、住み慣れた家庭・地域で安心して生き生きと自立した生活できるよう「施設から地域・家庭へ」の施策を強化することにより、「健康福祉千葉方式」による保健・医療・福祉分野の新たな施策展開を推進することを目指す。

その中で、特に、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）は重要な役割を果たすこととなる。

すなわち、千葉県内79市町村のうち、現在、知的障害者デイサービスがあるのは、8市町村に13施設、また障害児デイサービスがあるのは、22市町村に27施設であるため、知的障害者デイサービス及び障害児デイサービスを自らの市町村内で受けられない市町村が、それぞれ71団体及び57団体ある。特定事業を活用することによって、それらの団体において自らの市町村内で知的障害者デイサービス及び障害児デイサービスを受けられるよう拡大を図ることが可能になる。

また、利用者本位の健康福祉サービスの活性化が図られることから、健康福祉サービスの利用者の拡大を通じた民間事業の活性化と新たな健康福祉サービスの担い手の新規参入の促進による新たな健康福祉産業の拡大へと広がっていくものである。

当計画の推進に当たっては、適用事業者及び関係市町村の意向等を踏まえ、当面、その区域を船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域として実施するとともに、同区域の他の指定通所介護事業所についても、空き状況を勘案しながら、規制の特例措置の適用を図っていく。

なお、計画区域以外の地域に対しても、当計画の成果を踏まえながら、順次当該規制の特例措置の導入を図っていく。

具体的には、現在、43地域の事業者等から本特例措置を用いた事業実施の

意向があるので、その具体化に努めつつ、知的障害者デイサービスを自らの市町村内で受けられない71市町村について拡大を図っていく。この71市町村のうち現在66市町村には、指定通所介護事業所があり、当該事業所のない5町村についても、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等へのサービス提供の働きかけなどにより、整備を進めることとしている。

今後、市町村及び民間事業者に対し当事業の周知を図るとともに、追加事業者の公募を行い、施設整備等への支援を行いながら、計画区域の拡大を図っていくこととする。

そして、「健康福祉千葉方式」が千葉県から全国に広がっていくことを目指していくこととする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

- ・ 1施設で複数の健康福祉サービス提供を可能とすることによる、社会福祉施設の有効活用、利用率の向上。
- ・ 「健康福祉千葉方式」による新たな健康福祉サービスの効率的な提供体制の整備と相まった、新たな健康福祉サービスの担い手の新規参入の促進及びデイサービス事業所を含む健康福祉サービス施設の増加。
- ・ グループホーム設置促進等による就労機会の増加、民間投資の増加、民間事業の活性化。
- ・ 当計画の区域である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域においては、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の活用により、知的障害者デイサービスとの混合利用が可能となることと相まって、平成19年度までの5年間で、通所介護の供給量が1.5倍になることが見込まれる。

また、計画区域が千葉県全域へ拡大された場合には、以下のような効果が見込まれる。

通所介護の供給量の増加（千葉県全域）

特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の活用により、知的障害者デイサービスとの混合利用が可能となることと相まって、平成19年度までの5年間で、通所介護の供給量が1.5倍になることが見込まれる。

グループホーム設置促進等による就労機会の増加（千葉県全域）

平成19年度までに約1,000人の雇用創出

（平成19年度2,359名グループホーム利用者見込み（千葉県老人保健福祉計画（案））

グループホーム設置促進により約180施設の新築又は改修（千葉県内）が見込まれる。

(2)社会的効果

- ・ デイサービスの利用機会の拡大により、在宅障害者が新たにデイサービスを受けることによる障害者のADL（Activities of Daily Living；日常生活動作）の向上。
- ・ 誰もが住み慣れた家庭・地域で安心して生き生きと自立した生活ができるようになり、地域の活性化に資する。
- ・ 高齢者、障害者、児童等対象者別でない横断的な施策により、社会福祉施設は誰でも利用できるという、利用者にとってわかりやすい福祉施策の実現。

8 特定事業の名称：906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の
受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必 要と認める事項

(1)関連事業（金額は、平成15年度千葉県当初予算額）

高齢者、障害者、児童一体型デイケアモデル事業（2,500千円）

規制の特例措置を受けて、指定通所介護事業所等に知的障害者等を受け入れ、一体的なデイケアサービスを提供する事業者に対し、施設改修（バリアフリー化）費を助成する。

「ユニバーサルなまちづくり」事業（1,600千円）

障害者、高齢者、妊婦、乳母車を押す人などすべての県民にやさしく、利用しやすい「ユニバーサルなまちづくり」に向けた基本指針の策定及びモデル事業等による推進を図る。

グループホーム設置促進事業（478,800千円）

痴呆性高齢者、障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるようグループホームの設置費及び運営費に対し助成を行う。

パーソナルアシスタンス事業（５，０００千円）

障害者・高齢者、難病患者、彼らを抱える家族、子育て中の母親など全ての支援を必要としている人を対象に、相談・レスパイト・送迎・付き添いサービスなど介護保険や支援費の枠を越えて本人に必要な援助（パーソナルアシスタンス）を行うNPO等の団体に県が助成する。

「逆デイサービス」などユニットケア推進モデル事業

（４３，０００千円）

既存の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設におけるユニットケアを推進するため、施設が借り上げた民家に入居者とスタッフが出かけ日中を過ごす「逆デイサービス」を実施する。

中核地域生活支援センターモデル事業（１２，１００千円）

各地域に２４時間体制で福祉の総合相談機能及び行政との協働で対応する権利擁護機能を併せもつ「中核地域生活支援センター」を整備するためのモデル事業を実施する。

ふれあい地域生活センターモデル事業

在宅介護支援センター、地域子育て支援センターに、福祉相談の一次的窓口（ワンストップ相談）の機能を附加する「ふれあい地域生活センター」を整備するためのモデル事業を実施する。

(2) その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

構造改革特別区域の範囲について

我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所が無く、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、松戸市、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。

このため、これら１９市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。

また、障害児デイサービス事業所がある佐倉市、東金市、我孫子市、印西市、白井市及び栄町においても、障害児デイサービス事業所は各市町に１事業所であり、障害児通園デイサービス事業であるため、土・日・祝祭

日や夏休み等の長期休暇時の受け入れは実施しておらず、家族の負担が大きくなっている状況である。

一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障害児デイサービス事業所5箇所があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。

このため、これらの障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要望があがっており、これに応えるためには、各市町村にある指定通所介護事業所を活用する必要がある。

そのため、当計画の推進に当たっては、適用事業者及び関係市町村の意向等を踏まえ、当面、その区域を船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域として実施し、その実績を参考にしながら、計画区域の拡大を図っていく。

今後における拡大方策について

上記のように、当面、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域において事業展開し、モデルとしての検証をしつつ、デイサービス事業所のない地域への展開に留意しながら、拡大を図っていく。

現在、43地域の事業者等から本特例措置を用いた事業実施の意向があるので、その具体化の促進に努めることとする。また、今後、市町村及び民間事業者に対し当事業の周知を図るとともに、平成15年度中に追加事業者の公募を行い、施設整備等への支援を行いながら計画区域の拡大を図っていくこととする。

別紙

1 特定事業の名称

906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業者、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業者及び知的障害者福祉法による指定デイサービス事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後（変更認定を含む）

4 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

特区内の指定通所介護事業者、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業者及び知的障害者福祉法による指定デイサービス事業者

(2)事業が行われる区域

船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町

但し、東庄町と海上町は、一体の区域として扱う。

(3)事業の実施期間

特区計画の認定後（変更認定を含む）

（市町村の補助金予算措置、市町村と事業者の事業委託契約が締結された後）

(4)事業概要

指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入並びに身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所及び知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所における障害児の受入を行う。

(5)特定事業の要件

特定事業において障害児を受け入れる事業者には、近隣の障害児デイサービス事業所及び障害児通園施設において、障害児のケアの方法に関する研修を定期的に受けることを要件とする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所がなく、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、松戸市、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。

このため、これら19市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。

また、障害児デイサービス事業所がある佐倉市、東金市、我孫子市、印西市、白井市及び栄町においても、障害児デイサービス事業所は各市町に1事業所であり、障害児通園デイサービス事業であるため、土・日・祝祭日や夏休み等の長期休暇時の受け入れは実施しておらず、家族の負担が大きくなっている状況である。

一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障害児デイサービス事業所5箇所があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。

このため、これらの障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要望があがっており、これに応えるためには、各市町村にある指定通所介護事業所を活用する必要がある。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

特定非営利活動法人 秋桜

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 秋桜

印西市小林1608番地2

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービス秋桜

印西市小林1608番地2

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所（利用者10人以内の施設）

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設

から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 5.7m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 57.96m^2

・ 利用者数；10人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以内の施設

・ 生活相談員 1人 ・ 介護職員 2人 ・ 機能訓練指導員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね6～7人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり3～4人が可能である。

特定非営利活動法人 市民ネットオアシス

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 市民ネットオアシス

東金市下谷194番地6

イ デイサービス事業所の名称及び住所

オアシスデイサービスセンター

東金市下谷194番地6

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「知的障害児通園施設「つくも幼児教室」(社会福祉法人 九十九

会)」等障害児関係施設において、オアシスデイサービスセンター等事業実施主体の職員に対し、定期的な実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ $3.6\text{m}^2 / \text{人}$

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 36.48m^2

・ 利用者数；10人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以内の施設

・ 生活相談員 1人 ・ 介護職員 1人以上

・ 機能訓練指導員 1人 ・ 看護職員 1人（週1回）

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね6～7人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり3～4人が可能である。

社会福祉法人 アコモード

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 アコモード

我孫子市布佐1559番地2

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター アコモード

我孫子市布佐1559番地2

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設

から受ける技術的支援の概要

「児童福祉法による指定デイサービス事業所「我孫子市こども発達センター」（我孫子市）」等障害児関係施設において、デイサービスセンターアコモード等事業実施主体の職員に対し、定期的に実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

- a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.0m^2 /人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 120.00m^2

・ 利用者数；40人以内

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者40人以内の施設

・ 生活相談員 1人 ・ 介護職員 6人

・ 機能訓練指導員 1人（兼務）・ 看護職員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね30人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり約10人が可能である。

社会福祉法人 天祐会

- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 天祐会

富津市亀沢字新御太刀甲227番地1

- イ デイサービス事業所の名称及び住所

富士見苑デイサービス

富津市篠部2310-3

- ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事

業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「児童福祉法による指定デイサービス事業所「ふる里学舎 アネッサ デイセンター」（社会福祉法人 佑啓会）」等障害児関係施設において、富士見苑デイサービス等事業実施主体の職員に対し、定期的に実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.5m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 70.33m^2

・ 利用者数；20人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者20人以内の施設

・ 生活相談員 1人

・ 介護職員 3人

・ 機能訓練指導員 1人（兼務）

・ 看護職員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね7～8人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり12～13人が可能である。

生活クラブ生活協同組合

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

生活クラブ生活協同組合

千葉県美浜区真砂5丁目21番12

イ デイサービス事業所の名称及び住所

あいあい生き生きハウスいがらしさん家

白井市根 1 2 9

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「知的障害児施設「桐友学園」（社会福祉法人 桐友学園）」等障害児関係施設において、あいあい生き生きハウスイがらしさん家等事業実施主体の職員に対し、定期的に実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.3m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 49.29m^2

・ 利用者数；15人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者15人以内の施設

・ 生活相談員 1人

・ 介護職員 1人

・ 機能訓練指導員 1人（兼務）

・ 看護職員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね3～4人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり11～12人が可能である。

社会福祉法人 長生会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 長生会

長生郡長生村宮成 3 4 9 6

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター だるまさん

長生郡長生村宮成 3 4 9 6

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「児童福祉法による指定デイサービス事業所「東金市簡易マザーズホーム」（東金市）」等障害児関係施設において、デイサービスセンターだるまさん等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 5.7m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 143.14m^2

・ 利用者数；25人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者25人以内の施設

・ 生活相談員 1人

・ 介護職員 3人

・ 機能訓練指導員 1人（兼務）

・ 看護職員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね10～11人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり14～15人が可能である。

特定非営利活動法人 エスポワールわが家

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 エスポワールわが家

流山市東初石5丁目181番地63

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター 初石のおうち

流山市東初石5丁目181番地63

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「知的障害児通園施設「流山市立つばさ学園」（流山市）」等障害児関係施設において、デイサービスセンター初石のおうち等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 4.0m^2 /人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 32.5m^2

・ 利用者数；8人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者8人以内の施設

・ 生活相談員 1人 ・ 介護職員 4人 ・ 機能訓練指導員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね5～6人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり2～3人が可能である。

有限会社 ドリー夢

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 ドリー夢

佐倉市臼井田 1 2 - 4

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスきこえ勝田台

佐倉市井野 1 5 5 8 - 3 3

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「障害児通園事業「栄町簡易マザーズホーム」（栄町）」等障害児関係施設において、デイサービスきこえ勝田台等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 4.8m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 58.0m^2

・ 利用者数；12人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者12人以内の施設

・ 生活相談員 2 人

・ 介護職員 7 人

・ 機能訓練指導員 2 人

・ 看護職員 2 人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね8～9人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり3～4人が可能である。

株式会社 島田材木店

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

株式会社 島田材木店

海上郡海上町後草 2 0 2 4

イ デイサービス事業所の名称及び住所

うなかみデイサービスセンター

海上郡海上町後草 2 0 3 3 - 4

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「重症心身障害児（者）通園事業施設「聖母通園センター」（社会福祉法人口ザリオ聖母会）」等障害児関係施設において、うなかみデイサービスセンター等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.4m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 67.7m^2

・ 利用者数；20人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者20人以内の施設

・ 生活相談員 3人

・ 介護職員 4人

・ 機能訓練指導員 1人

・ 看護職員 1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね8～9人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり11～12人が可能である。

社会福祉法人 天祐会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 天祐会

富津市亀沢字新御太刀甲 2 2 7 番地 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

鋸南苑デイサービスセンター

安房郡鋸南町 8 5 4 - 1

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「児童福祉法による指定デイサービス事業所「ふる里学舎 アネッサ デイセンター」（社会福祉法人 佑啓会）」障害児関係施設において、鋸南苑デイサービスセンター等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.8m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 76.15m^2

・ 利用者数；20人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者20人以内の施設

・ 生活相談員 2人

・ 介護職員 3人

・ 機能訓練指導員 2人（兼務）

・ 看護職員 2人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね12人である

ので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり8人程度が可能である。

有限会社 ユキ齒研

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 ユキ齒研

八千代市大和田新田758番地1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンターほがらか

印旛郡栄町竜角寺台3-20-1

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「障害児通園事業「栄町簡易マザーズホーム」(栄町)」障害児関係施設において、デイサービスセンターほがらか等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.2m^2 /人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 32.0m^2

・ 利用者数；10人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以内の施設

・ 生活相談員1人

・ 介護職員1人

・ 機能訓練指導員1人(兼務)

・ 看護職員1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、

指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね1～3人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり7～9人程度が可能である。

京葉興業株式会社

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

京葉興業株式会社

市川市大野町2丁目648番地2

イ デイサービス事業所の名称及び住所

ポピンズ京葉デイサービス

船橋市本中山4丁目8番地6

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.0m^2 /人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 45.0m^2

・ 利用者数；15人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者15人以内の施設

・ 生活相談員2人

・ 介護職員5人

・ 機能訓練指導員2人（兼務）

・ 看護職員2人（兼務）

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね5人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり10人程度が可能である。

特定非営利活動法人 井戸端介護

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 井戸端介護

木更津市永井作2丁目13番地1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

井戸端げんき

木更津市中央1丁目4番地11

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.0m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 30.0m^2

・ 利用者数；10人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以内の施設

・ 生活相談員2人 ・ 介護職員5人 ・ 機能訓練指導員1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね7から9人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり1から3人程度が可能である。

社会福祉法人 兼愛会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 兼愛会

茂原市高師 1 9 3 番地 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター しょうじゅの里 茂原

茂原市高師 1 9 3 番地 1

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 5.5m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積 ; 180.12m^2

・ 利用者数 ; 33 人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 33 人以内の施設

・ 生活相談員 2 人

・ 介護職員 10 人

・ 機能訓練指導員 4 人 (兼務)

・ 看護職員 1 人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね28人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり5人程度が可能である。

社会福祉法人 陽気会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 陽気会

香取郡栗源町岩部 9 4 6 番地 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

栗源デイサービスセンター

香取郡栗源町岩部 9 4 6 番地 1

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「重症心身障害児（者）通園事業施設「聖母通園センター」（社会福祉法人口ザリオ聖母会）」等障害児関係施設において、栗源デイサービスセンター等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 5.2m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 157.34m^2

・ 利用者数；30人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者30人以内の施設

・ 生活相談員 1 人

・ 介護職員 6 人

・ 機能訓練指導員 1 人（兼務）

・ 看護職員 2 人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね20人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり10人程度が可能である。

社会福祉法人 豊和会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 豊和会

香取郡栗源町岩部 8 6 9 番地 6 0

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター杜の家

香取郡栗源町岩部 8 6 9 番地 6 0

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあつては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「重症心身障害児（者）通園事業施設「聖母通園センター」（社会福祉法人口ザリオ聖母会）」等障害児関係施設において、デイサービスセンター杜の家等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 6.3m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 125.81m^2

・ 利用者数；20人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者20人以内の施設

・ 生活相談員 1人

・ 介護職員 4人

・ 機能訓練指導員 1人（兼務）

・ 看護職員 1人（兼務）

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね12人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり8人程度が可能である。

社会福祉法人 恵洋会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 恵洋会

長生郡睦沢町川島 1 4 5 8 番地 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

睦沢園デイサービスセンター

長生郡睦沢町川島 1 4 5 8 番地 1

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

「知的障害児施設「榎の木学園」（社会福祉法人九十九会）」等障害児関係施設において、睦沢園デイサービスセンター等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 10.9m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 271.63m^2

・ 利用者数；25人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者25人以内の施設

・ 生活相談員 2人

・ 介護職員 5人

・ 機能訓練指導員 2人（兼務）

・ 看護職員 2人（兼務）

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね20人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり5人程度が可能である。

社会福祉法人 三誠会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 三誠会

松戸市根木内 6 7 7 番地 2

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンターマーシイヒル

松戸市根木内 6 7 7 番地 2

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 4.3m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積 ; 127.7m^2

・ 利用者数 ; 30 人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 30 人以内の施設

・ 生活相談員 2 人

・ 介護職員 9 人

・ 機能訓練指導員 1 人 (兼務)

・ 看護職員 2 人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね15人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり15人程度が可能である。

有限会社プラン・ウエスト

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 プラン・ウエスト

市川市八幡3丁目5番地1-1503号

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスひぐらしのいえ

松戸市日暮5丁目325番地

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 4.6m^2 /人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 45.7m^2

・ 利用者数；10人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以内の施設

・ 生活相談員2人

・ 介護職員4人

・ 機能訓練指導員1人（兼務）

・ 看護職員1人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね5人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり5人程度が可能である。

社会福祉法人 慶美会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 慶美会

市川市柏井町4丁目314番地

イ デイサービス事業所の名称及び住所

特別養護老人ホーム慈祐苑

鎌ヶ谷市道野辺214番地4

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 3.5m^2 /人

・ 食堂及び機能訓練室の面積； 156m^2

・ 利用者数；45人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者45人以内の施設

・ 生活相談員4人

・ 介護職員10人

・ 機能訓練指導員3人

・ 看護職員2人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね40人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり5人程度が可能である。

21 社会福祉法人 優愛会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 優愛会

長生郡白子町古所 5 4 2 1 番地 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター はまひるがお

長生郡白子町古所 5 4 2 1 番地 1

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児は、当分の間受け入れ予定なし。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3m^2 以上であること。

・ 5.3m^2 / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積 ; 183.9m^2

・ 利用者数 ; 35 人以内

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 35 人以内の施設

・ 生活相談員 1 人

・ 介護職員 6 人

・ 機能訓練指導員 1 人 (兼務)

・ 看護職員 1 人

デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね18人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり17人程度が可能である。